

只木ゼミ後期第7問検察レジюме(反対尋問)

文責:2班

1. 弁護レジюме 1 頁 14 行目以下「Ⅱ. 学説の検討」で「現実に危険の発生が起こらないような場合においても放火罪の成立を認めることになってしまうため、妥当ではない」とあるがなぜか。
2. 刑法 108 条と 109 条 1 項においては公共の危険の発生が条文にないのに対し、109 条 2 項と 110 条では公共の危険の発生が要求されている違いをどのように考えるか。
3. 弁護レジюме 1 頁 18 行目以下において、『放火罪の既遂時期は「公共の危険」の発生時点として考えられるべきである』とあるが、弁護側の採用する B 説の立場では放火罪の既遂時期はいつになると考えているのか。